

注意!

署名の書き方&よくある間違い

1 受任日（署名を開始した日）の書き方に注意！

まず、受任者の「住所」「氏名」「生年月日」「性別」を記入し、
「氏名」の下の「令和2年 月 日」の所に、
署名簿が届いた日、または署名集めを開始した日を書きます。



(こんな間違いが・・・)

受任日が署名年月日より後の日になっている例が多発しています！

受任日が先ずあって、それから署名日が来るように、
受任日の記入を間違えないよう、お願いします。

2 署名簿を表紙と切り離さないでください！

署名の部分だけを切り取ると無効になります。

そんな署名が事務局に届いたら、連絡して署名用紙を再送しています。
せっかくの署名が無駄にならないよう、絶対に切り離さないでください。

3 拇印を押すときは、指紋がはっきりわかるように！

「指紋がつぶれて見えない」「小さすぎて指紋が分からない」と無効。

➡ 街頭署名では、拇印が多くなりますが、落ち着いて印を確認しましょう。
気になったら、はみ出しても良いので、隣にもう一度押してください。

4 受任者は代筆できません！

2人家族で、一方が受任者になり、もう一人が心身の故障のために
署名できない場合、受任者が代筆すると無効になります。

➡ そういう場合は事務局（080-2261-4980）にご連絡ください。
地域の受任者・世話人が、訪問して署名をいただきます。

注意!

市町村名なしの署名簿の取扱い

- 1 受任者の市町村と同じ市町村の人だけ署名できます。同じでなければ無効になります。ご注意ください!
- 2 一部の市町村では、署名ができる期間が異なります。

通常の署名期間は1月6日～3月6日ですが、選挙が予定されている市町村では、任期満了の60日前から選挙の投票日まで署名ができません。

選挙が予定されている市町村で署名できる期間は表の通りです。

選挙が予定 されている市町村	署名できる期間 ※この期間以外の署名は無効になります
太子町	1月6日～1月29日 3月16日～4月7日
阿見町	1月6日～1月30日 3月23日～4月7日
常陸大宮市	1月6日～2月21日
東海村	1月20日～3月21日
潮来市	1月27日～3月28日
取手市	1月27日～3月28日
神栖市	2月3日～4月4日
守谷市	2月3日～4月4日
河内町	2月10日～4月7日
つくばみらい市	2月10日～4月7日
那珂市	2月17日～4月7日

署名終了後、10日以内にまとめて選挙管理委員会へ提出しなければなりません。

終了日の翌日には返送してください。

不明な点はお問い合わせください。 いらき原発県民投票の会事務局（電話）080-2261-4980